

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度（2025 年度）城陽市一般会計補正予算（第 9 号）について、次のとおり専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出  
(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

## 専 決 処 分 書

令和7年度（2025年度）城陽市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づいて専決処分する。

令和8年3月31日専決  
（2026年）

城陽市長 村 田 正 明

令和7年度  
(2025年度)

城陽市補正予算書

一般会計(補正第9号)

# 目 次

城陽市一般会計補正予算（第9号）	・ ・ ・ ・ ・	P	1
城陽市一般会計補正予算（第9号）大綱	・ ・ ・ ・	P	2
第1表 歳入歳出予算補正	・ ・ ・ ・	P	5
歳入歳出予算事項別明細書	・ ・ ・ ・	P	6
歳入予算説明書	・ ・ ・ ・	P	8
歳出予算説明書	・ ・ ・ ・	P	9

令和 7 年 度  
(2025 年度)

城陽市一般会計補正予算

第 9 号

令和7年度 城陽市一般会計補正予算（第9号）大綱  
 （2025年度）

歳 入

(単位 千円)

項 目	内 容	予 算 額
1. 寄 附 金	一般寄附金 10,000 山砂利採取跡地及び周辺公共施設整備寄附金 120,000	130,000
歳 入 合 計		130,000

補正前予算額 36,928,793千円 + 補正予算額 130,000千円 = 補正後予算額 37,058,793千円

歳 出

(単位 千円)

項 目	内 容	予 算 額
1. 総 務 費	未来まちづくり基金積立金	10,000
2. 土 木 費	山砂利採取跡地及び周辺公共施設整備基金積立金	120,000
歳 出 合 計		130,000

令和7年度 城陽市一般会計補正予算（第9号）  
（2025年度）

令和7年度（2025年度）城陽市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,058,793千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決  
（2026年）

城陽市長 村田 正明

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
19. 寄附金		169,001	130,000	299,001
	1. 寄附金	169,001	130,000	299,001
歳入合計		36,928,793	130,000	37,058,793

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総務費		4,493,098	10,000	4,503,098
	1. 総務管理費	3,572,046	10,000	3,582,046
8. 土木費		5,886,560	120,000	6,006,560
	4. 都市計画費	4,664,369	120,000	4,784,369
歳出合計		36,928,793	130,000	37,058,793

# 歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正額	計
1. 市 税	9,578,857	0	9,578,857
2. 地 方 譲 与 税	155,918	0	155,918
3. 利 子 割 交 付 金	7,100	0	7,100
4. 配 当 割 交 付 金	97,200	0	97,200
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	145,200	0	145,200
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	134,000	0	134,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,868,249	0	1,868,249
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42,000	0	42,000
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000	0	34,000
10. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	20,529	0	20,529
11. 地 方 特 例 交 付 金	73,475	0	73,475
12. 地 方 交 付 税	7,147,043	0	7,147,043
13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000	0	10,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	171,062	0	171,062
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	395,295	0	395,295
16. 国 庫 支 出 金	6,819,441	0	6,819,441
17. 府 支 出 金	2,995,112	0	2,995,112
18. 財 産 収 入	287,357	0	287,357
19. 寄 附 金	169,001	130,000	299,001
20. 繰 入 金	1,771,732	0	1,771,732
21. 繰 越 金	77,636	0	77,636
22. 諸 収 入	838,798	0	838,798
23. 市 債	4,089,788	0	4,089,788
歳 入 合 計	36,928,793	130,000	37,058,793

## 歳 出

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正額	補正額の財源内訳				計
			特定財源			一般財源	
			国府支出金	地方債	その他		
1. 議会費	256,399	0	0	0	0	0	256,399
2. 総務費	4,493,098	10,000	0	0	10,000	0	4,503,098
3. 民生費	15,009,996	0	0	0	0	0	15,009,996
4. 衛生費	1,940,794	0	0	0	0	0	1,940,794
5. 労働費	44,928	0	0	0	0	0	44,928
6. 農林水産業費	135,374	0	0	0	0	0	135,374
7. 商工費	850,367	0	0	0	0	0	850,367
8. 土木費	5,886,560	120,000	0	0	120,000	0	6,006,560
9. 消防費	1,315,406	0	0	0	0	0	1,315,406
10. 教育費	2,981,222	0	0	0	0	0	2,981,222
11. 災害復旧費	6	0	0	0	0	0	6
12. 公債費	3,964,643	0	0	0	0	0	3,964,643
13. 予備費	50,000	0	0	0	0	0	50,000
歳出合計	36,928,793	130,000	0	0	130,000	0	37,058,793

2 歳 入

款 19 寄附金

(単位 千円)

項 目 節	補正前の 予算額	補 正 額	計		説 明
1 寄附金	169,001	130,000	299,001		
1 一般寄附金	169,000	10,000	179,000		
1 一般寄附金		10,000	一般寄附金		10,000
4 土木費寄附金	0	120,000	120,000		
1 都市計画費寄附金		120,000	山砂利採取跡地及び周辺公共施設整備寄附金		120,000

## 3 歳 出

## 款 2 総務費

(単位 千円)

項 目 節	補正前の 予算額	補 正 額	計	説 明				
				補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
				特 定 財 源			国府支出金	
1	総務管理費	3,572,046	10,000	3,582,046	0	0		10,000
6	基金費	146,459	10,000	156,459	0	0	10,000	0
24	積立金		10,000	(1) 基金の積立に係る経費 未来まちづくり基金積立金				10,000

## 款 8 土木費

(単位 千円)

項 目 節	補正前の 予算額	補 正 額	計	説 明				
				補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
				特 定 財 源			国府支出金	
4	都市計画費	4,664,369	120,000	4,784,369	0	0		120,000
1	都市計画総務費	981,118	120,000	1,101,118	0	0	120,000	0
24	積立金		120,000	(1) 山砂利対策に係る経費 山砂利採取跡地及び周辺公共施設整備基金積立金				120,000

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

② 略

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 略